

現場説明書

契約条項を示す日時 令和6年10月4日

- 1 工事名称 東部消防署建設工事（電気設備工事一式）
- 2 工事場所 鹿屋市串良町下小原1973-6他5筆
- 3 工事内容

No.	工事種別	当該工事	別途工事	No.	工事種別	当該工事	別途工事
1	東部消防署建設工事（建築工事一式）		●	8			
2	東部消防署建設工事（電気設備工事一式）	◎		9			
3	東部消防署建設工事（管工事一式）		○	10			
4	指令台設備及び庁内電話等の移設工事		○	11			
5	非常用発電機設置工事		○	12			
6	空調設備（壁掛けエアコン）設置工事		○	13			
7				14			

◎：今回発注 ●：発注済み ○：発注予定

- 4 工事期間 着手 契約締結日から
完成 令和8年3月10日
- 5 支払条件 大隅肝属地区消防組合会計規則による。
- 6 質疑回答 受付期間 令和6年10月4日から令和6年10月24日午後3時まで
受付場所 大隅肝属地区消防組合 総務課 FAX0994-40-0201
回答期限 令和6年10月30日まで
回答方法 ホームページに掲載することにより回答。
- 7 開札日時 公告に記載のとおり。
- 8 工事費内訳書 入札書提出の際に添付すること。（積算体系のレベル2「工種」まで記載）
- 9 閲覧設計図書等 図面（特記仕様書含）、現場説明書、工事閲覧設計書（※1）
- 10 前金払いの有無 有（請負代金の4割以内）
- 11 部分払い 有
- 12 火災保険 受注者は、契約後速やかに火災保険に加入し、証券の写しを遅滞なく発注者に提出すること。保険期間は工期後、21日とする。
- 13 主任・監理技術者 請負金額や下請代金の額の区分に応じて、適正に技術者等の配置を行うこと。（※2）
専任で配置される監理技術者は、あらかじめ監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講済であること。
建設工事請負契約書第11条による現場代理人等専任（変更）通知書に資格要件を証するもの及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるものの写しを添付すること。
- 14 下請業者 本工事の一部を下請に付する場合は、鹿屋市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町に本店を有する者の中から優先して活用するよう努めるものとする。
 - 2 前項で定めた下請業者を活用しない場合は、市外企業を下請負人として選定した理由を記した文書を監督員に提出すること。
 - 3 建設副産物の運搬・処分委託先についても前二項と同様の取扱いとする。
 - 4 下請契約を締結する際は、建設業法における建設工事の請負契約に関する規定を遵守すること。

- 15 施工体制台帳等 受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく提出すること。
施工体系図は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- 16 建退共関係 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。
下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。
下請業者が退職金制度に未加入の場合は、建退共制度の趣旨説明を行うこと。
下請業者の規模が小さく、管理事務処理の面で万全でない場合は、元請業者に当該制度への加入手続き及び事務処理を委託する方法もあるので、元請業者は積極的に受託するようにすること。
- 17 専門工事等 ~~各専門工事を下請に付する場合は、鹿屋市建設工事等競争入札参加資格を有する者に工事を施工させること。~~
- 18 工事用仮設 工事用仮設電力、工事用水、工事用電話、工事用事務所は受注者負担とする。
- 19 共通仕様書 本工事は、令和4年度版を適用する。
〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 標準仕様書〕
〔国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書〕
- 20 提出書類 工事運営に係る書類は「鹿屋市建築及び設備工事施工要領」に基づき作成し、工事打合せ簿（別記第4号様式）に添付して提出すること。
- 21 変更工事 工事中変更が生じた場合の変更契約は、落札率をもって変更契約を行う。
- 22 清掃 ~~完成検査前には必ずビルサービス業者によるクリーニングを実施すること。~~
- 23 その他
- (1) 別途工事との取り合い等については、十分協議・調整した上で工事を進めること。
 - (2) 受注者は、契約後、速やかに発注図を下記のとおり作製し、監督員に提出すること。
~~① 原サイズ（二つ折り）製本 1部~~
② A3（二つ折り）製本 1部
 - (3) 受注者は、工事完成後、速やかに竣工図等を下記のとおり作成し、監督員に提出すること。
① 原サイズ（二つ折り）製本 1部
② A3（二つ折り）製本 2部
③ 図面データ（CD-R）（拡張子SFC、MPZ、JWW、DXF） 1部
 - (4) 「工事カルテ」の作成の必要がある場合には、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員に提出・承諾を受けた後に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、登録結果を監督職員に報告する。（請負金額が500万円以上のものを対象とする。）
 - (5) 「工事現場のイメージアップ」は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(6) 大隅肝属地区消防組合が発注する建設工事等（以下「消防組合工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく消防組合（発注者）及び警察に通報すること。消防組合工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、消防組合（発注者）と協議を行うこと。

(7) 建設工事等において危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合、発注者の連絡先は次のとおりとする。なお、危機事象に対する危機管理体制として、施工計画書に記載すること。

① 勤務時間外・休日連絡先

建設事故発生時連絡先：0994-52-0119（消防本部指令室）

② 想定する危機事象

(ア) 建設工事等に起因する

- ・ 工事関係者又は工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故
- ・ 工事関係者以外の第三者の資産に著しい損害を与えた事故

(イ) 工事関係者以外の第三者に起因する

- ・ 工事関係者の死亡あるいは負傷した事故

(ウ) 工事区域においてア、イ以外の要素が起因する

- ・ 工事関係者及び周辺住民の生命を脅かすおそれのある事故

(8) 建設副産物については、その発生の抑制に心がけ、積極的にその活用に取り組むこと。

また、発生材の処理については、廃棄物処理法、再資源の利用に関する法律（リサイクル法）、建設工事公衆災害防止対策要領及び建設副産物適正処理推進要綱並びに関係法令に基づき施工し適正に処分すること。

(9) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(10) 工事の着手は、監督職員及び施設管理者と作業日程や安全面での打合せを十分に行い、工程表及び総合仮設計画及び安全対策を作成し、承諾を得てから行うこと。

工事による危害防止等には、施設管理者側とも協議の上、十分な安全計画を立てること。また、作業員等に作業区域外に立ち入らないように徹底させること。

工事期間中の騒音安全等には十分配慮して施工し、周囲の工作物等を破損した場合は、速やかに原形に復すると共に、第三者等に対する苦情処理も適格に行うこと。

敷地内運搬路、作業場等は、工事完成後原形に復し、検査を受けること。

工事に支障を生じる地中埋設物又は、架線等の移設復旧は、原則として本工事に含むものとする。

現場における技術者数は、工事請負金額に応じて下記表のとおり配置すること。

工事請負金額	技術者数
1億円未満	1人以上
1億～2億円未満	2人以上
2億～3億円未満	3人以上
3億円以上	4人以上

(11) 本工事は、中間検査対象工事のため、中間検査実施時期は特記仕様書を参照すること。

(12) 本工事は、電子納品対象工事とする（納品レベルは1.5以上）

~~竣工図作成の際は、原設計図も含めて製本すること。~~

(13) 本工事は、令和6年度～7年度の債務負担工事であり、6年度支払は前金払いのみでの対応とするため、受注者は令和7年3月上旬までに必ず請求すること。
上記支払い金額は契約金額の40%程度を予定しているが、予算の執行状況により増減がある。

※1 工事閲覧設計書はあくまでも入札参加業者の適正、迅速な見積りに供するための参考資料であり、建設工事請負契約書で規定する設計図書の一部ではありません。従って、内容の如何にかかわらず、契約上何ら契約当事者を拘束するものではありません。

※2 現場代理人の常駐緩和及び兼務、及び主任技術者の専任緩和及び兼務の取り扱いについては、鹿屋市HPを参照すること。

・「現場代理人の常駐義務緩和」及び「主任（監理）技術者の専任緩和」等の取り扱いについて」

・「現場代理人又は専任主任技術者の兼務に係る事務フロー」

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(14) 当該工事対象物の隣接施設管理者には、実施工事日程及び工事車両搬入経路等の周知を行い、隣接施設利用者の安全に十分に留意すること。

(15) 契約後、速やかに関係業者と協議により本工事に対応すること。

(16) 本工事とは別途に指令台設備及び庁内電話等の移設工事や非常用発電機、空調設備（壁掛けエアコン備品購入費にて対応分）の設置工事も実施するため、他の関係業者との協議により対応すること。